

[御意見募集要項]

1 意見募集対象

「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次中間報告）」（案）
（中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会）

2 意見募集期間

平成 21 年 3 月 30 日（月）～平成 21 年 4 月 30 日（木） 必着

※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送 : 下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ : 下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。
- (3) 電子メール : 下記【意見提出用紙】の様式に従い、テキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる御提出は御遠慮願います。）

いずれの方法の場合も、件名として必ず「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次中間報告案）に関する意見」と御記入願います。

なお、電話での御意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

【意見提出用紙】

宛先：中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会事務局
（環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室）

氏名：（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

職業：（企業の場合は業種）：

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

意見：＜該当箇所＞

（資料のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。）

＜意見内容＞

＜理 由＞

（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

4 意見提出先

中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室) あて

○電子メールの場合

電子メールアドレス : oto@env. go. jp

○郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室内

中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会事務局あて

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 : 03-3593-1049

※ なお、頂いた御意見については、御意見を活用させていただく観点から、住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることをご承知おき下さい。

※ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

5 資料の入手方法

○本事務局において配布

場所 : 東京都霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 23 階

環境省水・大気環境局大気生活環境室

○インターネットによる閲覧

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp>

○郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、240 円切手を添付した返信用封筒 (A4 版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名、「中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会第二次中間報告 (案) に対する意見募集関係資料希望」を必ず明記) を同封の上、上記「4 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。